

平成30年度 【地域商店魅力向上支援事業】

補助金交付申請の手引き

この手引きは、地域商店魅力向上支援事業に係る補助金交付申請等の手続きについてご案内するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

○申請受付期間

平成30年5月10日（木）～ 平成30年7月13日（金）※17時必着
（ただし、新規開業枠の申込みは、平成30年6月1日（金）から）

※補助事業の採択に当たっては、申請内容を審査のうえ、来客者や売上の増加につながる事業を採択します。（先着順ではありません。）

予算の範囲内で採択するため、採択できない場合があることをあらかじめご了承ください。

○お問い合わせ先

佐渡市役所産業観光部地域振興課 商工振興係
〒952-1292 佐渡市千種232番地（佐渡市役所第2庁舎内）
電話 0259-63-4152

平成30年5月
佐渡市役所 地域振興課

1 事業の目的

少子高齢化の進行、人口減少による地域経済規模の縮小及び郊外大型店の進出による消費者の意識や行動の変化などに伴い、売上の減少や後継者不足による廃業者が増えるなど、地域商店を取り巻く社会構造は大きく変化しています。

本事業では、新規開業又は継続して営業する商店の来客者や売上の増加につながる魅力づくりを支援することにより、地域商業全体の活性化を図ることを目的としています。

2 補助要件等

(1) 補助対象者

項目	新規開業枠	事業継続枠
補助対象者	既存の建物を活用して新規に開業する者	商店を営業しており、継続して営業する意思のある者
対象業種 (注1)	小売業、技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業等、来客型の店舗を営むもの	
その他要件	次の①～③のすべてに該当する者 ①売場面積が1,000㎡以下(注2) ②市税等の滞納が無い者 ③過去5年以内に地域商店魅力向上支援事業、空き店舗対策事業等の補助金の交付を受けていない者	

注1) 対象業種については、2ページの対象業種一覧を参考にしてください。ただし、事業者及び事業内容が次のA～Eのいずれかに該当する場合は対象外となります。

A 暴力団、暴力団員に該当する者

B 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を営む店舗

C 宗教活動や政治活動又は選挙活動を目的とした事業を営む店舗

D フランチャイズチェーン(FC)として事業を営む店舗

※フランチャイズチェーン(FC)とは、次のア～ウのすべてに該当する店舗です。

ア 他の事業者(本部)から、特定の商標、商号等を使用する権利を与えられている

イ 物品販売、サービス提供、その他の事業・経営について、本部からの援助、統制、指導に基づき、統一的な方法により実施されている。

ウ 上記ア・イの対価として本部に金銭を支払っている。

E 大規模小売店舗立地法により届出された店舗であり、1棟の建物として店舗面積1,000㎡超の店舗のテナントとして営業している店舗

注2) 売場面積は、商品展示場所、飲食スペース・厨房、理容美容における施術場所など、顧客に対して直接サービスを提供する場所とします。事務室や従業員休憩室、倉庫、バックヤード等は含まれません。

対象業種一覧【日本標準産業分類（平成25年10月改定、平成26年4月1日施行）に基づくもの】

	対象業種		対象外
小売業	各種商品小売業	中分類56	<ul style="list-style-type: none"> ・無店舗小売業（中分類61）は対象外 ・分類にかかわらず、管理，補助的経済活動を行う事業所は対象外
	織物・衣服・身の回り品小売業	中分類57	
	飲食料品小売業	中分類58	
	機械器具小売業	中分類59	
	その他の小売業	中分類60	
技術サービス業	獣医業	細分類7411	
	写真業	細分類7461	
宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	中分類75	<ul style="list-style-type: none"> ・分類にかかわらず、管理，補助的経済活動を行う事業所は対象外
	飲食店	中分類76	
	持ち帰り・配達サービス業	中分類77	
生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業	中分類78	<ul style="list-style-type: none"> ・分類にかかわらず、管理，補助的経済活動を行う事業所は対象外
	写真プリント，現像，焼付業	細分類7993	

※総務省ホームページで確認ができます。（インターネットで「日本標準産業分類」を検索。）

(2) 補助対象経費及び補助率等

項目	新規開業枠	事業継続枠	
	改装	改装	リノベーション
補助対象経費	店舗の改装費 ・備品購入費	店舗の改装費	間取りや内外装の改良など、店舗の付加価値を高めることを目的とした店舗の改装費
補助率	補助対象経費の50%以内（1,000円未満切り捨て）		
補助限度額	50万円	30万円	50万円

※いずれも、他の制度による補助等の対象となっている経費（創業・中小企業支援融資助成事業含む）は対象外となります。

【店舗の改装費】

次の①～④のすべてに該当するもの。

- ①店舗の新築に伴う工事ではないこと。
- ②補助対象経費が10万円以上であること。
- ③改装工事の発注先が市内業者（市内に本社、本店、支店もしくは営業所を有する法人、又は市内に住所のある個人事業主）であること。
- ④顧客に直接サービスを提供する部分に係る工事であること。

○ 対象となる工事の例	× 対象とならない工事の例
<ul style="list-style-type: none"> ・床材・内外壁・天井の張替え、塗装 ・顧客用出入口扉の自動化、バリアフリー化 ・襖・障子などの建具や畳の張替え ・窓ガラス・サッシの交換 ・厨房の改修 ・顧客スペース用の空調設備設置 ・顧客用トイレ等水周りの改修（和式→洋式への改修） ・接客カウンターの取換え ・店舗外壁又は敷地内への看板設置 ・店舗内のLED化 ・店舗内のコミュニティスペースの設置 ・顧客用駐車場の設置 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地購入及び工事中の仮店舗に係るもの ・建築手続き等に要する費用 ・屋根・柱・梁に関する工事 ・住居や事務所など、専ら店舗以外で使用する部分に関する工事 ・事務室・従業員休憩室・車庫・物置・倉庫などに関する工事 ・下水・浄化槽に関する工事 ・地下埋設の給排水管のみの修繕・取換え ・樹木・剪定などの植栽に関する工事 ・清掃・消臭・抗菌処理 ・害虫駆除・防虫などの薬剤散布・塗装 <p style="text-align: right;">など</p>

【備品購入費】

次の①～④のすべてに該当するもの。

- ①補助対象経費となる取得価格が1点あたり3万円以上（税込）の備品の購入であること。
- ②備品の購入先が市内業者（市内に本社、本店、支店もしくは営業所を有する法人、又は市内に住所のある個人事業主）であること。
- ③店舗で専ら使用する備品の購入であること。
- ④店舗の改装に伴う備品購入であること。

○ 対象となる備品の例	× 対象とならない備品の例
<ul style="list-style-type: none"> ・商品陳列棚（ショーケース） ・業務用冷蔵庫・冷凍庫 ・顧客用の椅子・テーブルセット ・その他店舗で必要と認められる備品 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品（パソコン、電話機、ファックス機、コピー機など） ・消火器などの消防用品・防災用品 ・食器セット、自動車、バイク、自転車 ・補助目的以外に主に使用すると認められるもの <p style="text-align: right;">など</p>

【リノベーション】

「新潟県商工会連合会エキスパートバンク」を活用し、なおかつ指導テーマのうち「店舗戦略」で専門家による指導に受け、その指導に基づいた店舗の改装を対象とする。

(3) 交付条件

補助金の交付決定に当たり、下記項目のとおり条件があります。

- ①商工会へ加入し、定期的に経営相談を受け、経営の安定に努めること。
- ②店舗のある区域の商店会等へ加入し、組合活動に参加・協力すること。
- ③3年以上継続して申請事業を続けること。

3 補助金の交付申請

(1) 申請受付期間

平成30年5月10日（木）～ 平成30年7月13日（金）※17時必着
 （新規開業枠の申込みは、平成30年6月1日（金）～）

(2) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出してください。

提出書類名	新規開業枠	事業継続枠	
	改装	改装	リノベーション
地域商店魅力向上支援事業補助金交付申請書 （様式第1号）	○	○	○
誓約書（別紙（様式第1号関係））	○	○	○
地域商店魅力向上支援事業 事業計画書（別紙1）	○	○	○
地域商店魅力向上支援事業 収支予算書（別紙2）	○	○	○
店舗の位置図（所在地及び周辺状況が分かるもの）	○	○	○
店舗の外観写真	○	○	○
改装する箇所の現況写真	○	○	○
改装工事に係る設計図（改装内容が分かるもの）	○	○	○
改装工事又は備品購入に係る見積書	○	○	○
購入備品が分かる書類（パンフレットなど）	備品購入の場合	—	—
エキスパートバンク指導報告書・利用報告書	—	—	○
納税証明書（佐渡市提出用）（申請日から1か月以内に発行されたもの）	○	○	○

※申請書等記載内容や提出書類に不備がある場合は、受付できません。

※上記以外にも、補助金交付に当たり必要な資料の提出を求める場合があります。

※事業継続枠については、改装・リノベーションのどちらかを選択すること。

(3) 提出先

佐渡市役所産業観光部地域振興課 商工振興係（佐渡市役所第2庁舎内）

4 補助事業の実施

- ・補助金交付決定後に、補助事業に着手（改装工事に係る請負契約及び施工、備品の購入等）してください。補助金交付決定前に着手した場合は、補助対象とはなりませんので、ご注意ください。
- ・補助金交付決定後に、補助事業等の内容の変更（増額又は20%以上の減額）、中止又は廃止しようとするときは、事前に申請し、市の承認を受けなければなりません。
- ・遅くとも平成31年3月31日までに実績報告をしなければならないため、それまでに補助事業（経費の支払いを含む）を完了してください。それ以降のものは補助対象とはなりませんので、ご注意ください。

5 実績報告書の提出

補助事業（経費の支払いを含む）が完了したら、完了から20日以内又は平成31年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

なお、経費の支払行為の内容などが確認できないものは、補助対象とはなりません。

(1) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出してください。

提出書類名	新規開業枠	事業継続枠	
	改装	改装	リノベーション
地域商店魅力向上支援事業実績報告書（様式第8号）	○	○	○
地域商店魅力向上支援事業 収支決算書（別紙3）	○	○	○
改装工事の状況が分かる写真等（注） （着手前・完了後の対比ができるもの）	○	○	○
購入備品の状況が分かる写真等（注） （購入備品設置後のもの）	備品購入の場合	—	—
改装及び備品購入に要した経費の支払を証する書類（領収書の写し等）	○	○	○

注）申請書に添付した着手前の写真と同じアングルの写真を提出してください。

(2) 提出先

佐渡市役所産業観光部地域振興課 商工振興係（佐渡市役所第2庁舎内）

6 補助金の交付

- ・実績報告内容を審査した後に補助金交付額を確定し、申請者に通知します。
- ・実績報告内容を審査した結果、補助対象外経費が含まれていることが判明する等により、交付確定額が交付決定額に満たない場合があります。
- ・補助金交付額の確定後、申請者から補助金交付請求書を提出いただき、指定された金融機関口座に補助金を振り込みます。

7 注意事項

補助金を他の用途へ使用したり、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、取り消した部分の補助金について返還を命ずることがあります。

8 お問い合わせ先

佐渡市役所産業観光部地域振興課 商工振興係
〒952-1292 佐渡市千種232番地（佐渡市役所第2庁舎内）
電話 63-4152 FAX 63-2750